

(別記様式第 1 号)

(様式 3)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	長島町

長島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 長島町農政課
所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875-1
電話番号 0996(86)1136
FAX番号 0996(86)0950
メールアドレス nousei@town.nagashima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, シカ, タヌキ, ドバト ヒヨドリ, カラス
計画期間	令和5年度～ 令和7年度
対象地域	鹿児島県 長島町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	220千円, 0.2ha
	いも類 (サツマイモ等)	955千円, 0.69ha
	果樹 (不知火)	297千円, 0.04ha
	飼料作物 (ソルゴー)	90千円, 0.2ha
	計	1,563千円, 1.13ha
ヒヨドリ	果樹 (不知火)	948千円, 0.12ha
カラス	果樹 (不知火等)	1,183千円, 0.18ha
合計		3,694千円, 1.43ha

※シカ, タヌキ, ドバトの計上被害額はなし。

※四捨五入の関係で, 計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

町内全域で年間を通じて発生しており, 水稲や原料用さつまいも等の食害, 掘り起こしによる被害が顕著である。

原料用さつまいもは, 8月中旬から10月中旬頃に, 水稲は収穫期の9月～10月頃に被害が発生している。果樹 (不知火, 甘夏) では, 町内全域で特に収穫時期の1月から2月にかけて被害が目立ち, 夏期には土中のミミズ等を食べる

ために、根元を掘り起こす等の樹体被害も発生している。侵入防止柵の整備や捕獲檻の導入等により、被害は全体的に減少傾向にあるが侵入防止柵を設置していない地区での被害は増えてきている。

② シカ

近年、目撃情報が増えており家庭菜園等の食害や樹木被害の発生が確認されており、今後、冬場のブロッコリー等野菜への被害も懸念されている。

③ タヌキ

被害は軽微であるものの、不知火等の柑橘類を中心に、年間を通じて町内全域で食害が発生している。また、家畜の餌の盗食や鶏の殺傷、牛の皮膚病等が危惧されている外、ビニールハウスのハウスバンドを破損するなどの被害も発生している。

④ ドバト

被害は軽微であるものの、家畜の飼料作物等で年間を通じて町内全域で食害が発生している。また、家畜の伝染病を媒介する恐れがある。

⑤ ヒヨドリ

冬季に飛来し、被害発生程度は年度によって異なるが、温州みかんや不知火等の柑橘類や、ばれいしょの若葉の食害の被害が発生している。被害の傾向としては隔年で変動するが、近年は飛来が多く被害が続いている。

⑥ カラス

町内ほぼ全域で年間を通じて発生しており、特に、露地栽培の不知火や温州みかん等の食害が11月～1月に発生している。

また、被害額は報告されていないが、ブリ養殖用の餌や畜産関係の飼料を破損する被害も発生している。このほか、原料用さつまいもの4月～5月の植付け時期に苗を引き抜く等の被害も発生している。被害の傾向としては、横ばい状態である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
イノシシ	1,563 千円	1.13ha	1,094 千円	0.79ha
ヒヨドリ	948 千円	0.12ha	664 千円	0.08ha
カラス	1,183 千円	0.18ha	828 千円	0.13ha
合計	3,694 千円	1.43ha	2,586 千円	1.00ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシについては、従来から猟友会による法人捕獲が行われ、長島町有害鳥獣捕獲対策協議会と長島町猟友会が連携した捕獲体制が構築されている。</p> <p>また、長島町有害鳥獣捕獲対策協議会実施隊として民間隊員を任命しており、被害実態把握や捕獲など迅速な対応が可能となっている。</p> <p>さらに、国の交付金を活用して、捕獲機材を導入し、捕獲強化を図っている。</p> <p>カラスやヒヨドリについては、被害報告があった場合に、直ちに現地確認を行い、町の捕獲員による捕獲を行っている。</p> <p>【国庫事業:推進事業】</p> <p>○R1 箱わな(大) 10基 くりわな 22基 暗視カメラ 1基 電気止め刺し 1基 埋設用重機借上 1回</p> <p>○R2 箱わな(大) 11基 くりわな 115基 調査用カメラ 1基</p> <p>○R3 箱わな(大) 19基 イノシシ生息調査用イヤータグビーコンー式</p>	<p>猟友会の会員数については、高齢化等により減少傾向にあることから、捕獲従事者の確保・育成が課題となっている。また、免許取得者の技術向上も課題の一つである。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊の民間隊員の任命にあたっては、捕獲従事者全体から選抜する際の猟友会会員等との調整が課題である。</p> <p>なお、捕獲したイノシシの処分については、埋設処理が中心で、今後は食肉処理施設を設置し食肉(ジビエ)としての利活用を推進したい。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシについては、猟友会の追い払い活動や補助事業等を活用した電気柵やワイヤーメッシュ柵等の整備により、侵入防止対策を行っている。また、鹿児島県及び北薩地区で開催される鳥獣被害対策に係る</p>	<p>イノシシについては、団地化された水田・畑地において侵入防止柵の設置等により、被害が軽減しているが、これまで被害の発生がなかった周辺の小規模農地への被害が発生している。</p>

	<p>各種研修会等への参加を呼びかけている。</p> <p>【町単独事業：電気柵の整備実績】</p> <p>○R1・9団体 4,250m×2段</p> <p>○R2・7団体 3,250m×2段</p> <p>○R3・14団体 6,500m×2段</p> <p>【国庫事業：ワイヤーメッシュ柵の整備実績】</p> <p>○R1・3地区 総延長:18,332m</p> <p>○R2・3地区 総延長:9,844m</p> <p>○R3・2地区 総延長:3,122m</p>	<p>また、山沿いの遊休農地からの侵入が多いことから、不在地主の遊休農地の解消や農作物残さの適正処理の徹底等、鳥獣を寄せ付けない対策など集落住民への啓発活動が必要である。</p> <p>なお、近年、長島本島において、シカによる家庭菜園の食害が発生しており、冬場のブロッコリー等の被害が懸念されることから、今後シカにも対応できるワイヤーメッシュ柵の設置をする必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>有害鳥獣捕獲対策協議会実施隊隊員により、鳥獣の生息域管理や鳥獣の習性について、見回りをして情報収集を行っており、猟友会との被害情報や目撃情報等のすり合わせを行っている。</p> <p>また、被害が多発している時期は、集落住民にも放任果樹の除去等を防災無線等で呼びかけ寄せ付けない取組を行っている。</p>	<p>集落住民の被害防止対策に対する意識が「猟友会や行政がどうかしてくれるだろう」という意識があり、集落住民が中心となった話し合い活動が少ないことが課題である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣による被害を防止するため、被害防止効果の高い集落単位でのワ</p>
--

イヤーメッシュ柵の整備，遊休農地化した藪の刈払いによる潜み場の解消や捕獲檻の増設による捕獲強化を行い，ジビエの利活用を目指し総合的な鳥獣被害対策を推進する。

また，鳥獣被害対策に関する正しい知識や手法等を学ぶ研修会（地域懇談会，現地研修会，講演会等）を開催し，集落住民が主体となった効果的な被害防止対策の普及・啓発を図り，野生鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けて体制整備を図っていく。

さらに，捕獲対策については，捕獲従事者の育成・確保に向けて，狩猟免許取得費の助成，銃・わな保険，狩猟登録費等，法人捕獲の活動助成により捕獲従事者の育成・確保に努める。

- ① 集落住民が主体となった鳥獣被害防止対策の取組促進
- ② 捕獲と侵入防止柵の整備など両面にわたる被害防止対策の推進
- ③ 捕獲従事者の確保・育成対策の充実
- ④ 関係機関と連携した有害鳥獣の生息状況や生態調査等の実施
- ⑤ ICT機器やGISを活用した捕獲情報管理の実施
- ⑥ 食肉処理加工施設の整備によるジビエの利活用の推進

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

<p>長島町鳥獣被害対策実施隊</p>	<p>実施隊は，これまで町職員のうちから町長が任命した7人，民間隊員として任命した3人で活動している。 活動内容として，侵入防止柵の設置指導や被害状況調査，被害防止に係る施策等の計画立案などである。 また，有害鳥獣の捕獲については，猟友会及び実施隊の有資格者へ捕獲指示や依頼を行っている。</p>
<p>東猟友会（26人） 長島猟友会（29人） 猟具別捕獲従事者 銃器13人・わな54人</p>	<p>農業者等から鳥獣による農作物等への被害の連絡を受けて，町からの依頼により有害鳥獣の捕獲を行う。 また，国の交付金等で導入した捕獲機材等については猟友会へ委託し，点検日誌等により捕獲状況を把握の上，効率的な運用に努める。</p>

（注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	イノシシ シカ タヌキ ドバト ヒヨドリ カラス	被害地区の農家等が有害鳥獣を捕獲できるよう狩猟免許の取得の推進と、捕獲機材(箱わな)の導入を進めると共に、狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。 被害多発地区等を選定し、有害鳥獣の生息・生態調査等実施するため、赤外線センサーカメラの設置により鳥獣の侵入経路等を把握し、捕獲の促進に努める。
令和 6年度	イノシシ シカ タヌキ ドバト ヒヨドリ カラス	被害地区の農家等が有害鳥獣を捕獲できるよう狩猟免許の取得の推進と、捕獲機材(箱わな)の導入を進めると共に、狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。 被害多発地区等を選定し、有害鳥獣の生息・生態調査等実施するため、赤外線センサーカメラの設置により鳥獣の侵入経路等を把握し、捕獲の促進に努める。
令和 7年度	イノシシ シカ タヌキ ドバト ヒヨドリ カラス	被害地区の農家等が有害鳥獣を捕獲できるよう狩猟免許の取得の推進と、捕獲機材(箱わな)の導入を進めると共に、狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。 被害多発地区等を選定し、有害鳥獣の生息・生態調査等実施するため、赤外線センサーカメラの設置により鳥獣の侵入経路等を把握し、捕獲の促進に努める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

イノシシの被害は、山沿いを中心に、ばれいしょ・原料用さつまいもの被害が深刻化しており、食害及び掘り起こしの被害が発生している。また、水稻については、刈取り時期の10月に食害の被害が多くみられる。

近年の捕獲実績は、R1:500頭、R2:890頭、R3:651頭である。捕獲従事者は、銃器13人、わな54人で捕獲を実施しており、法人捕獲は、年6回、捕獲指示書により捕獲を実施している。

捕獲計画数は、過去の捕獲実績等を勘案し、年間1,200頭に設定し、被害の軽減に努める。

② シカ

シカの被害は、家庭菜園及び樹木被害が中心であるが、今後、冬季の野菜等への被害が懸念されており、捕獲実績はR1:0頭、R2:2頭、R3:4頭と捕獲数が増えている。捕獲数や目撃数が増えておりこれ以上増殖する前に捕獲を進める必要があり、捕獲計画は、わな・銃器で年間50頭に設定している。

③ タヌキ

タヌキの被害は、主に不知火等柑橘の食害のほかハウスバンドを噛み切る等被害があるが、被害は少量である。家畜への被害も一部発生しており、近年の捕獲実績は、R1:36頭、R2:38頭、R3:33頭である。

捕獲従事者は、わな45人で300頭を設定し、被害の軽減に努める。

④ ドバト

ドバトの被害は、主に家畜の飼料作物で発生しているが、被害は少量である。

近年の捕獲実績は、銃器のみ捕獲指示を出しているがR1~R3で皆無である。家畜伝染病予防のための追い払いや畜舎周辺の捕獲が中心である。

捕獲従事者は、銃器13人で行っており、年間300羽を設定し、被害の軽減に努める。

⑤ ヒヨドリ

ヒヨドリの被害は、柑橘類や野菜等で発生しているが、隔年で飛来数が増減することから、捕獲計画数の設定が困難な状況にある。

近年の捕獲実績は、銃器のみの捕獲指示を出しているが、R1~R3の捕獲実績は皆無である。

捕獲計画数は、飛来数が増えた場合を想定し、年間1,000羽に設定し銃器による捕獲を行い被害の軽減に努める。

⑥ カラス

カラスによる被害は、柑橘類や畜産飼料及びブリ等養殖飼料で発生しており、被害が深刻である。脅し用鉄砲の追い払いも慣れ等で有効な防除法がないのが現状である。

近年の捕獲実績は、R1:6羽、R2:19羽、R3:19羽である。捕獲従事者

は、銃器 13 人で捕獲を行っており、大型捕獲柵の設置等により、さらなる被害防止対策を図る。

捕獲計画数は、年間 1,000 羽を設定し、被害の軽減に努める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
シカ	50頭	50頭	50頭
タヌキ	300頭	300頭	300頭
ドバト	300羽	300羽	300羽
ヒヨドリ	1,000羽	1,000羽	1,000羽
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

イノシシ・シカについては、町内全域を対象に、銃器・箱わな等を用いて4月1日から翌年3月31日に予察捕獲を行っている。

カラス・ヒヨドリ・ドバト・タヌキについては、町内全域を対象に、4月1日から翌年3月31日に予察捕獲を行っている。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシの捕獲は、主に箱わなを用いているが、農作物等の被害程度で緊急を要する場合、ライフル銃で捕獲する必要がある。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委

譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ	【国庫事業：ワイヤーメッシュ柵の整備計画】 1地区 ワイヤーメッシュ柵 総延長 8,000m
	イノシシ	【町単独事業：電気柵の整備計画】 15団体 6,500m×2段
令和6年度	イノシシ シカ	【国庫事業：ワイヤーメッシュ柵の整備計画】 2地区 ワイヤーメッシュ柵 総延長 6,000m
	イノシシ	【町単独事業：電気柵の整備計画】 10団体 5,000m×2段
令和7年度	イノシシ シカ	【国庫事業：ワイヤーメッシュ柵の整備計画】 3地区 ワイヤーメッシュ柵 総延長 5,000m
	イノシシ	【町単独事業：電気柵の整備計画】 10団体 5,000m×2段

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲従事者が中心となり、ほか侵入防止柵の設置・管理	鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲従事者が中心となり、ほか侵入防止柵の	鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲従事者が中心となり、ほか侵入防止柵の設置・管理

	指導を行う。また、町広報誌等も活用し、町民に対する普及・啓発を図る。	設置・管理指導を行う。また、町広報誌等も活用し、町民に対する普及・啓発を図る。	指導を行う。また、町広報誌等も活用し、町民に対する普及・啓発を図る。
--	------------------------------------	---	------------------------------------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ タヌキ ドバト ヒヨドリ カラス	鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲従事者が中心となり、有害鳥獣が住みづらい環境整備を促進し、集落等における座談会や研修会などを通じ、農作物の残さの適正処理、耕作放棄地の解消の普及・啓発を図る。
令和6年度	イノシシ シカ タヌキ ドバト ヒヨドリ カラス	鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲従事者が中心となり、有害鳥獣が住みづらい環境整備を促進し、集落等における座談会や研修会などを通じ、農作物の残さの適正処理、耕作放棄地の解消の普及・啓発を図る。
令和7年度	イノシシ シカ タヌキ ドバト ヒヨドリ カラス	鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲従事者が中心となり、有害鳥獣が住みづらい環境整備を促進し、集落等における座談会や研修会などを通じ、農作物の残さの適正処理、耕作放棄地の解消の普及・啓発を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

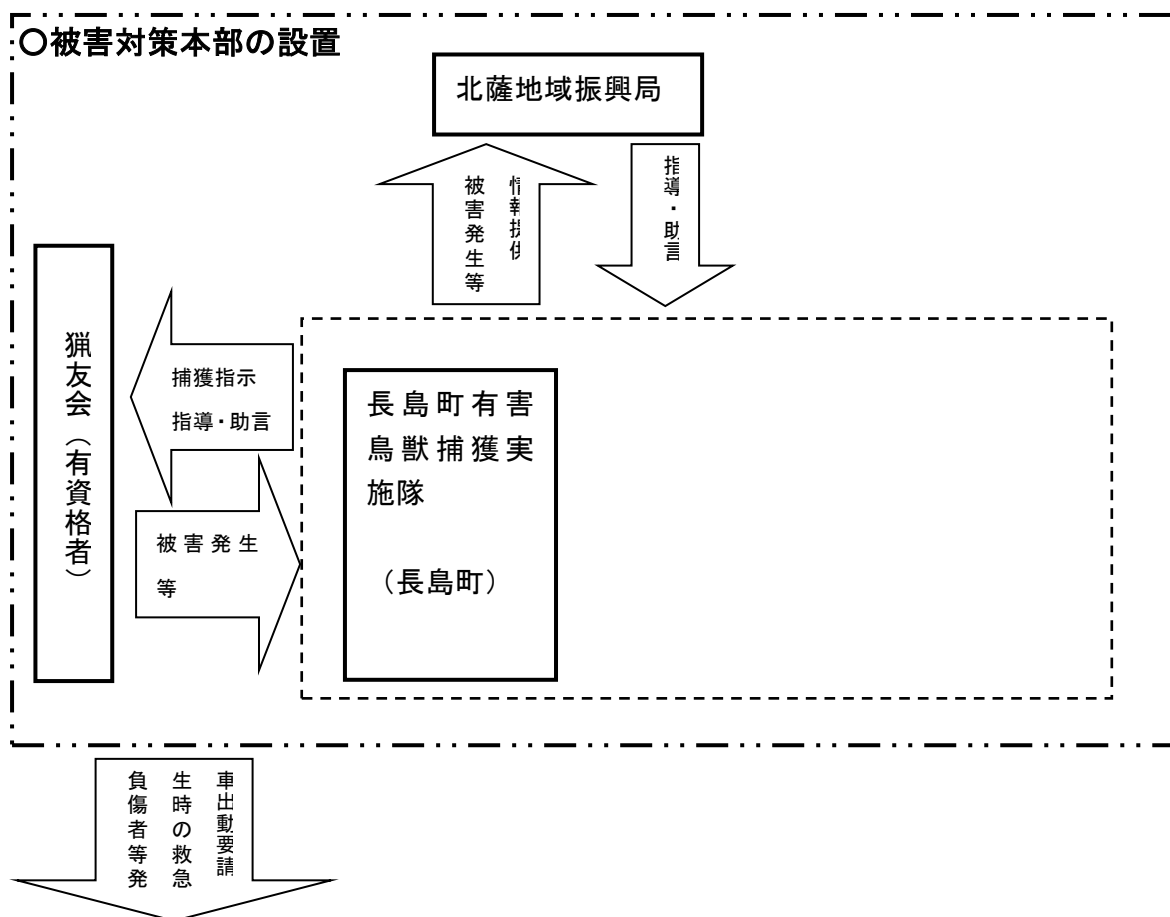
(

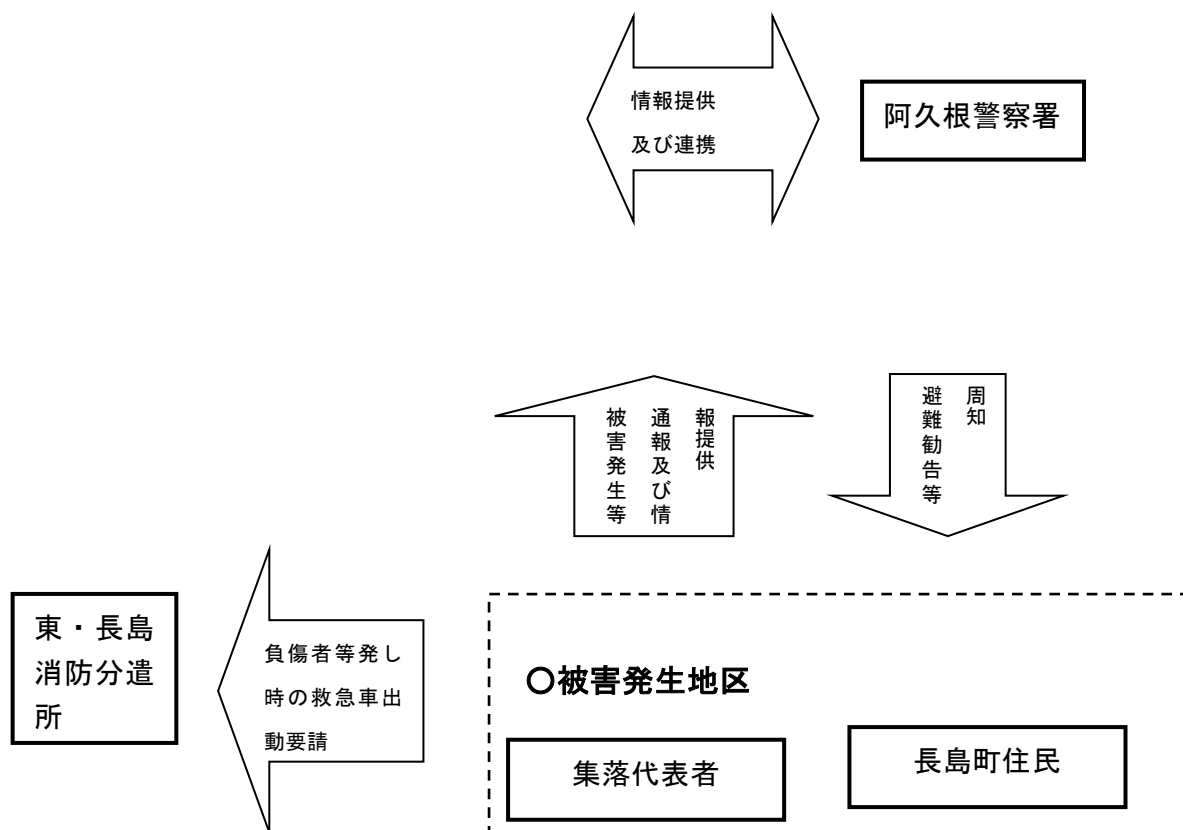
関係機関等の名称	役割
長島町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策本部の設置 ・ 人的被害等の情報収集 ・ 町民に対する周知（避難等の勧告） ・ 関係機関の連絡調整

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
北薩地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
阿久根警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の安全の確保（避難等の勧告） ・ 銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・ 町民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問い合わせ内容の町への情報提供
阿久根地区消防組合 東分遣所・長島分遣所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者等発生時の救急車出動
長島町猟友会 （東支部・長島支部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の緊急捕獲 ・ 被害発生及び有害鳥獣の出没情報等の情報提供
鹿児島いずみ農協 東町漁協 北薩地区森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害発生及び有害鳥獣の出没情報等の情報提供

- 注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制





(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲従事者は、長島町有害鳥獣捕獲対策協議会へ捕獲した情報を報告するとともに、捕獲後、速やかに埋設処理を行うこととする。また、イノシシ・シカについては、長島町有害鳥獣捕獲対策協議会において、食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利活用について推進・検討する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内で捕獲等された鳥獣については、一部は捕獲者が食肉（自家消費）とし、大部分が埋設となっているのが現状である。 今後は、食肉処理加工施設への搬入を推進し食品利用を推進する。
ペットフード	町内で捕獲等された鳥獣については、一部は捕獲者が食肉（自家消費）とし、大部分が埋設となっているのが現状である。

	<p>今後は、食肉処理加工施設での食品加工できない部位のペットフード利用を推進する。</p>
皮革	<p>町内で捕獲等された鳥獣については、一部は捕獲者が食肉（自家消費）とし、大部分が埋設となっているのが現状である。</p> <p>今後は、食肉処理加工施設への搬入を推進し、採れた皮革については、加工利用を推進する。</p>
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	<p>町内で捕獲等された鳥獣については、一部は捕獲者が食肉（自家消費）とし、大部分が埋設となっているのが現状である。</p> <p>今後は、油脂、骨製品、動物園等での給餌、学術研究への利活用についても検討する。</p>

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

令和6年度の処理加工施設の整備を計画しており、下記の年間処理頭数を目標に町及び有害鳥獣捕獲対策協議会が連携し HACCP 及びガイドラインに基づき、捕獲から食肉加工まで徹底した品質、衛生管理を行い安心安全なジビエの利活用を推進し、健全な事業運営を行う。

〈目標処理頭数〉

(単位：頭・羽)

対象鳥獣	現処理頭数	目標処理頭数		
	3年度	5年度	6年度	7年度
イノシシ	0	0	50	350

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲者は、止め刺しから処理加工施設への搬入を速やかに行い衛生管理の徹底を行う。

また、処理加工に携わる者は日本ジビエ振興協会主催のジビエ解体処理講習会に参加し知識を有する者の育成に努めるほか、捕獲者及び処理加工施設運営者を対象にした研修会を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

(注) 1

被害防止対策協議会の名称	長島町有害鳥獣捕獲対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
長 島 町	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び被害対策の啓発活動の実施
鹿児島いずみ農業協同組合	農家に対する被害対策の情報提供及び被害防止対策の啓発活動の実施
東町漁業協同組合 北さつま漁業協同組合	漁家に対する被害対策の情報提供及び被害防止対策の啓発活動の実施
北薩森林組合	林業家に対する被害対策の情報提供及び被害防止対策の啓発活動の実施
長島町農業委員会	被害防止対策の啓発活動の実施
長島町自治公民館連絡協議会	地域住民に対する被害対策の情報提供及び被害防止対策の啓発活動の実施
阿久根警察署	銃器使用に係る狩猟者への指導及び事故防止に関する情報提供
北薩地域振興局農林水産部 農政普及課	有害鳥獣関連の被害防止対策の情報提供
長島町鳥獣保護員	有害鳥獣の生息状況等の情報提供
長島町猟友会	農家への有害鳥獣関連の情報提供と捕獲の実施

関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

(

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣関連情報及び被害防止対策・技術の情報提供等、その他必要な連携を図る。

注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊設置：平成24年4月1日（民間隊員設置：令和元年10月1日）
 実施隊構成：町職員7人（うち狩猟免許保持者2人）、民間隊員3人（猟友会員）
 活動内容：追い払い活動、捕獲わなの設置及び被害防止対策の普及啓発に努める。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、集落住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

長島町有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、被害防止に係る施策の計画立案、被害防止対策の実施・指導及び被害状況調査等を実施する。
 また、新規狩猟免許取得者に対し、町単独事業による狩猟免許講習会への助成や講習会等の実施により、捕獲従事者の確保・育成を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

長島町有害鳥獣捕獲対策協議会が中心となり、農業従事者と連携し、情報交換、講習会及び現地研修等の実施に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
--------	-------

平成25年度（第1期）	平成26年 4月 1日公表
平成28年度（第2期）	平成29年 4月 1日公表
令和1年度（第3期）	令和 2年 4月 1日公表
令和4年度（第4期）	令和 5年 4月 1日公表